

入札通知

上田市新田自治会が発注する建設工事について、下記条件により入札を行いますので、ご参加のほどよろしくお願
いいたします。

令和7年3月31日

認可地縁団体

新田自治会

会長 飯島 康典

記

1. 工 事 番 号	1
2. 工 事 名	(仮称) 新田自治会館 建設工事
3. 施 行 地	上田市中心北2丁目 2376-7他
4. 工 事 期 間	契約日から 令和8年2月20日まで
5. 予 定 価 格	事後公表
6. 入 札 参 加 申 請 (1) 提 出 期 間	入札参加申込書を作成し、上田市新田自治会館に提出する。(郵送可) 令和7年4月7日 (月) 午前9時から 令和7年4月18日 (金) 午後4時まで
7. 設 計 図 書 閲 覧	新田自治会ホームページにて公開する。(令和7年4月21日(月)午後4時まで) 新田自治会ホームページURL (https://u-shinden2023.com/) 設計図書の優先順位について 公開している設計図書について、設計図書間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお、疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。 ・食い違いがあった場合の優先順位 1 質問回答書 2 建築工事仕様及び特記仕様書 3 設計図面 4 閲覧設計書
8. 参 加 資 格 要 件	以下の要件を全て満たす者。 入札に参加できるのは、令和4年・5年・6年度上田市建設工事入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載された者で、等級格付が建築一式工事A級である者 ・上田市または長野県東北信地方に主たる営業所又は従たる営業所を有する者 ・民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く)

9. 質問及び回答 (1) 質問方法 (2) 回答方法	質問事項がある場合は「設計図書等に関する（質問書）」に記載のうえ、令和7年4月11日(金)午後4時までに新田自治会事務局に提出（メール：shinden-jichikai@ueda.ne.jp）する。 令和7年4月16日(水)午後5時までに新田自治会ホームページに掲載する。
10. 見積書の提出	必要（入札書の第1回目提出時に添付すること。提出の無い者の入札は無効とする。） 見積書の様式は、「国土交通省公共建築工事見積標準書式」を参考に作成願います。 URL (https://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_kentiku.html)
11. 入札日時 入札場所 入札方法	令和7年4月21日（月）午後7時 上田市中央北2-1-17 新田自治会館 大広間 従前とおりの紙入札とする。電子入札は行わない。 入札に際しては、本人出席の場合は名刺を、代理人による場合は委任状を入札書に添付すること。代理人による入札の入札書には代理人の押印も必要となります。
12. 入札保証金	免除
13. 最低制限価格	無
14. 前金払 部分払	契約金額の4割の範囲で前金払います。 出来形の範囲内で契約金額の6割まで部分払います。
15. 無効入札	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
16. 入札回数	2回を限度とする。（入札1回、再入札1回） ・再入札書は入札書に『再』を付記して作成のうえ、持参してください。 ・予定価格以下で同額の場合はくじ引きにより落札者候補者を決定します。 くじ引きは辞退することができません ・再入札の結果予定価格に達しない場合は、再入札書に記載した金額が最も低い額の業者による見積随意契約をする場合があります。
17. 入札の中止	入札を中止又は延期する場合は、入札参加業者に通知する。
18. 入札の辞退	入札参加申込書の提出後、入札を辞退する場合は、入札辞退届を新田自治会事務局に持参する。
19. 現地説明会	現地説明会は実施しません。各社において現地の状況等の確認をお願いします。
20. その他留意事項	(1)入札契約に関する全ては、新田自治会の指示による。 (2)最低価格提示者を落札候補者としますが、見積書の内容が法令等の規定を満たさない場合は失格となり、その場合は失格者以外の最低価格提示者（次点候補者）が次の落札候補者となります。 落札候補者の見積書が法令等の規定を満たしていることを自治会が確認したのち落札者を決定します。 落札結果は入札後1週間以内に落札者にのみ連絡する。 (3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4)落札決定後においては、入札参加者からの異議申し立ては受け付けません。

問い合わせ（郵送先）

〒386-0011 長野県上田市中央北 2-1-17

新田自治会 事務局 小松崎

TEL 090-2726-1455（小松崎携帯）

FAX 0268-23-3328

メール：shinden-jichikai@ueda.ne.jp

ホームページ：https://u-shinden2023.com/